

カンボジア王国  
国民 信仰 国王

経済財政省

No. 002 MEF. BRK.GDCE

プノンペン、2013年1月4日

### 品目分類、原産地及び関税評価に係る事前教示に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は

以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2008年9月25日付勅令第NS/RKT/0908/1054号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 経済財政省の関税消費税局、税務局及び国庫局を経済財政省の監督の下でのカンボジア関税消費税総局、税務総局及び国庫総局に格上げすることに関する2008年9月15日付政令第134 ANK.BK号
- 経済財政省関税消費税総局の監督の下での消費税局、関税手続局、免税区域管理局の設立に関する2008年10月6日付政令第152 ANK.BK号
- 経済財政省の優先業務

### 次の通り決定する

#### 第1条

品目分類、原産地及び関税評価に係る事前教示は、関税法第1条に規定する貿易円滑化を促進するため、及び、関税法第18条に規定する税関申告が正確であることを確保するために、実施されなければならない。

#### 第2条

関税消費税総局は、本省令第1条の目的を達成するため、品目分類、原産地及び関税評価に係る事前教示を交付することができる。

#### 第3条

関税消費税総局は、品目分類、原産地及び関税評価に係る事前教示の実施、及び、それぞれの事前教示を担当する部署の設置に関する通達を公布しなければならない。

#### 第4条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

#### 第5条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税総局

第12条に規定する通り

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。